

第三十一回国会 議院 輪 委員会

議録 第八号

(一六六)

昭和三十四年二月十九日(木曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長

塚原 俊郎君

公義君 理事簡牛

九夫君

理事天野

俊夫君

理事木村

一雄君

理事井岡

大治君

理事久保

三郎君

川野

芳滿君

關谷

勝利君

高橋清一郎君

原 健三郎君

三郎君

前田 郁君

三池 信君

元治郎君

池田 祐治君

杉山

元治郎君

山田 長司君

辰猪君

護君

出席國務大臣

中馬

細田 吉藏君

運輸大臣

永野

護君

出席政府委員

運輸政務次官

飯田

強化促進

同日

二月十六日

日本觀光協会法案

(内閣提出第一五

四号)

(予)

自動車ターミナル法案

(内閣提出第

一五五号)

(予)

正吉君紹介)

(第一四一四号)

日本觀光協会法案

正吉君紹介)

(第一

四四三号)

軽自動車の登録事務

市町村移管

に関する請願

(池田清志君紹介)

(第一

五〇三号)

原町田駅の西口駅設置

に関する請願

(正木清君紹介)

(第一五〇五号)

鉄道屋、梁瀬両駅間鐵道敷設

に関する請願

(塙川恭平君紹介)

(第一五

六二号)

第六章

財務及び会計

(第二十六

条)

第五章

業務等

(第二十四条・第

二十五条)

第四章

運営委員会

(第二十条)

第三章

役員

(第十一条・第十九

条)

第二章

会員

(第八条・第十

条)

第一章

総則

(第一条・第七

条)

目次

第一項

第二項

第三項

第四項

第五項

第六項

第七項

第八項

第九項

第十項

第十一項

第十二項

第十三項

第十四項

第十五項

第十六項

第十七項

第十八項

第十九項

第二十項

第二十一項

第二十二項

第二十三項

第二十四項

第二十五項

第二十六項

第二十七項

第二十八項

第二十九項

第三十項

第三十一項

第三十二項

第三十三項

第三十四項

第三十五項

第三十六項

第三十七項

第三十八項

第三十九項

第四十項

第四十一項

第四十二項

第四十三項

第四十四項

第四十五項

第四十六項

第四十七項

第四十八項

第四十九項

第五十項

第五十一項

第五十二項

第五十三項

第五十四項

第五十五項

第五十六項

第五十七項

第五十八項

第五十九項

第六十項

第六十一項

第六十二項

第六十三項

第六十四項

第六十五項

第六十六項

第六十七項

第六十八項

第六十九項

第七十項

第七十一項

第七十二項

第七十三項

第七十四項

第七十五項

第七十六項

第七十七項

第七十八項

第七十九項

第八十項

第八十一項

第八十二項

第八十三項

第八十四項

第八十五項

第八十六項

第八十七項

第八十八項

第八十九項

第九十項

第九十一項

第九十二項

第九十三項

第九十四項

第九十五項

第九十六項

第九十七項

第九十八項

第九十九項

第一百項

第一百一項

第一百二項

第一百三項

第一百四項

第一百五項

第一百六項

第一百七項

第一百八項

第一百九項

第一百十項

第一百十一項

第一百十二項

第一百十三項

第一百十四項

第一百十五項

第一百十六項

第一百十七項

第一百十八項

第一百十九項

第一百二十項

第一百二十一項

第一百二十二項

第一百二十三項

第一百二十四項

第一百二十五項

第一百二十六項

第一百二十七項

第一百二十八項

第一百二十九項

第一百三十項

第一百三十一項

第一百三十二項

第一百三十三項

第一百三十四項

第一百三十五項

第一百三十六項

第一百三十七項

第一百三十八項

第一百三十九項

第一百四十項

第一百四十一項

第一百四十二項

第一百四十三項

第一百四十四項

第一百四十五項

第一百四十六項

第一百四十七項

第一百四十八項

第一百四十九項

第一百五十項

第一百五十一項

第一百五十二項

第一百五十三項

第一百五十四項

第一百五十五項

第一百五十六項

第一百五十七項

第一百五十八項

第一百五十九項

第一百六十項

第一百六十一項

第一百六十二項

第一百六十三項

第一百六十四項

第一百六十五項

第一百六十六項

第一百六十七項

第一百六十八項

第一百六十九項

第一百七十項

第一百七十一項

第一百七十二項

第一百七十三項

第一百七十四項

第一百七十五項

第一百七十六項

第一百七十七項

第一百七十八項

第一百七十九項

第一百八十項

第一百八十一項

第一百八十二項

第一百八十三項

第一百八十四項

第一百八十五項

第一百八十六項

第一百八十七項

第一百八十八項

第一百八十九項

第一百九十項

第一百九十一項

第一百九十二項

第一百九十三項

第一百九十四項

第一百九十五項

第一百九十六項

第一百九十七項

第一百九十八項

第一百九十九項

第一百二十項



失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(一時借入金)

第三十一条 協会は、運輸大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金をすることは、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない

金額に限り、運輸大臣の認可を受け、これを借り換えることができる。

(解散)

第三十六条 協会の解散について  
は、別に法律で定める。

(運輸省令への委任)

第三十七条 この法律に規定するもののはか、この法律の施行に關係する事項は、運輸省令で定める。

(第九章 制則)

(収取等)

第三十八条 協会の役員又は職員は、その職務に關してわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

(運輸省令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののはか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(監督)

第七章 監督

第三十四条 協会は、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行す

るため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十五条 運輸大臣は、協会に対して、その業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に

協会の事務所その他事業所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第八章 雜則)

第三十六条 協会の解散について  
は、別に法律で定める。

(運輸省令への委任)

第三十七条 この法律に規定するもののはか、この法律の施行に關係する事項は、運輸省令で定める。

(第九章 制則)

(収取等)

第三十八条 協会の役員又は職員は、その職務に關してわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

(運輸省令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののはか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(監督)

第七章 監督

第三十四条 協会は、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行す

わいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 協会の役員又は職員は、その職務に關し請託を受けて第三者にわいろを供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄)

第三十九条 前条第一項から第三項までに掲げる者に對してわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(報告義務違反等)

第四十条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

(過料)

第四十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

(運輸大臣への委任)

第三十二条 協会は、業務上の余裕金について、銀行その他運輸大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(余裕金の運用)

第三十三条 協会は、業務上の余裕金については、銀行その他運輸大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(運輸省令への委任)

第三十四条 この法律に規定するもののはか、この法律の施行に關係する事項は、運輸省令で定める。

(監督)

第七章 監督

第三十五条 協会は、運輸大臣が監督する。

三 第二十四条に規定する業務以外の業務を行つたときは、

された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

四 第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したと

五 第三十四条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

3 附則第三条第三項の同意をした者は、協会の成立の時におい

て会員となつたものとする。

(財団法人国際観光協会等からの引継)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 運輸大臣は、協会の会長、副会長又は監事となるべき者を指名する。

(協会の設立)

2 前項の規定により指名された会長、副会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ会長、副会長又は監事に任命されたものとする。

3 運輸大臣は、設立委員会を命じて、協会の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員会は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

3 設立委員会は、前項の認可を申請しようとするときは、会員にならうとする者七人以上の同意を得なければならない。

3 前項の認可があつたときは、財團法人国際観光協会又は社団法人全日本観光連盟の一切の権利及び義務は、協会の成立の時において

4 設立委員会は、設立の準備を完了したときは、運送なく、その事務を前条第一項の規定により指名さ

れた会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

四 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の規定による事務の引継を受けたときは、滞在なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

3 附則第三条第三項の同意をした者は、協会の成立の時におい

て会員となつたものとする。

(財団法人国際観光協会等からの引継)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 運輸大臣は、協会の会長、副会長又は監事となるべき者を指名する。

(協会の設立)

2 前項の規定により指名された会長、副会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ会長、副会長又は監事に任命されたものとする。

3 運輸大臣は、設立委員会を命じて、協会の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員会は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

3 設立委員会は、前項の認可を申請しようとするときは、会員にならうとする者七人以上の同意を得なければならない。

3 前項の認可があつたときは、財團法人国際観光連盟の一切の権利及び義務は、協会の成立の時において

4 前項の規定により指名された会長となるべき者は、その時ににおいて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び

清算に關する規定は、適用しない。

4 前項の規定により指名された会長となるべき者は、その時ににおいて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び



の中心として適切なものである

こと。

二 当該一般自動車ターミナルの

規模が当該地区における輸送量

に対して適切なものであるこ

と。

三 当該事業の遂行上適切な事業

計画を有するものであること。

四 当該事業を適確に遂行するに

足りる能力を有するものである

こと。

五 その他当該事業の開始が公益

上必要であり、かつ、適切なも

のであること。

六 次の各号の一に該当する者は、

自動車ターミナル事業の免許を受

けることができない。

一 年以上の懲役又は禁錮の刑

に処せられ、その執行を終り、

又は執行を受けることがなくな

った日から二年を経過しない者

二 自動車ターミナル事業の免許

の取消を受け、その取消の日か

ら二年を経過しない者

三 営業に因し成年者と同一の能

力を有しない未成年者又は禁治

産者であつて、その法定代理人

が前二号の一に該当するもの

四 法人であつて、その役員が前

三号の一に該当するもの

(工事の施行)

第六条 自動車ターミナル事業の免

許を受けた者(以下「自動車ターミ

ナル事業者」という。)は、運

輪省令で定めるところにより、一

般自動車ターミナルの構造及び誘

導車路、停留場所、乗降場、荷扱

場その他の設備について工事計画

を定め、運輸大臣の指定する期限

までに、工事の施行の認可を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、工事計画が政令で定める技術上の基準及び当該一般自動車ターミナルの規模に適合すると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3 天災その他やむを得ない事由により第一項の規限までに認可を申請することができないときは、運輸大臣は、申請により、同項の期限を延長することができる。

(工事計画の変更)

第七条 自動車ターミナル事業者は、工事計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けてなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(工事の完成)

第八条 工事の施行の認可を受けた工事について準用する。

2 前条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(供用の開始)

第十条 自動車ターミナル事業者は、第八条第一項又は前条第一項の検査に合格しなければ、一般自動車ターミナルの供用を開始してなければならない。

2 自動車ターミナル事業者は、第八条第一項又は前条第一項の検査に合格したときは、遅滞なく、一般自動車ターミナルの供用を開始してなければならない。

2 自動車ターミナル事業者は、第八条第一項又は前条第一項の検査に合格したときは、遅滞なく、一般自動車ターミナルの供用を開始してなければならない。

(使用料金)

第十二条 自動車ターミナル事業者は、旅客又は荷主(道路運送法の自動車運送取扱事業者を含む。以下同じ。)その他の公衆の一般自動車ターミナルの利用に関する事項について、利用規程を定め、公衆に見易いように掲示しなければならない。

2 自動車ターミナル事業者は、利

用規程を定めようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しなければならない。これと変更しようとするときも、同様とする。

2 自動車ターミナル事業者は、利

用規程を定めようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならぬ。

3 運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならぬ。

(供用義務)

第十五条 自動車ターミナル事業者は、次の場合を除いては、一般自動車ターミナルの供用を拒絶して、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 運輸大臣は、一般自動車ターミナル事業者の管理の方法が前二項の規定に違反していると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対する供用の申込を拒絶することができる。

2 自動車ターミナル事業者が、利

用規程を定めようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般自動車ターミナルが当該自動車ターミナルの供用の申込に対応する設備を有しないときは、当該供用を認められたとき。

3 別の負担を要求されたとき。

4 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(公衆の利便を阻害する行為の禁

止)

第十六条 自動車ターミナル事業者は、公衆の利便を阻害する行為の禁

差別的取扱をするものでないこ

と。

(工事を要しない場合)

第九条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの工事を必要としないときは、運輸大臣が指定期間までに、その構造及び設備について、運輸大臣の検査を申請しなければならない。

(供用約款)

第十一条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの供用約款を定め、運輸大臣の認可を受けるなければならない。これを変更しなければならない。

(一般自動車ターミナルの管理)

第十四条 自動車ターミナル事業者は、その構造及び設備が第六条第

二項の政令で定める技術上の基準に適合するように一般自動車ターミナルを維持しなければならない。

(一般自動車ターミナルの管理)

第十四条 自動車ターミナル事業者は、その構造及び設備が第六条第

は、自動車運送事業者又は旅客若  
しくは荷主その他の一般自動車タリ

ミナルを利用する公衆に対して、  
不当な差別的取扱をし、その他こ

2 為をしてはならない。

(名称の変更)

第十七条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの名称を変更したときは、運輸省令で定

あるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。  
(位置又は規模の変更)

第十八条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの位置

又は規模を変更しようとすると  
は、運輸大臣の認可を受けなけれ

2 第五条第一項の規定は、前項の  
はならない。

認可について準用する。

た場合について準用する。  
（構造又は設備の変更）

第十九条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの構造

又は設備を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

はならない。ただし、位置又は規模の変更に伴う場合及び運輸省令で定める種類な事項に係る変更の

場合については、この限りでない。  
第六条第二項の規定は、一般自  
動車ターミナルの構造又は設備の

3 变更の認可について準用する。  
自自動車ターミナル事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める輕微な事項に係る構造又は設備の変更をしたときは、運送なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

3 運輸大臣は、一般自動車ターミナルの所在する地点の周辺の地域に路線を定めて事業を行ふ自動車運送事業者に就いては、道路運送法に基づく免許その他の処分をするについて、当該地点が自動車運送事業の輸送網の中心である性質にかんがみ、当該一般自動車ターミナルの効用を発揮させるため特別の配意をすべきものとする。

(事業の譲渡及び譲受等)

第二十二条 第三条の免許を受けて経営する自動車ターミナル事業者の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自動車ターミナル事業者である法人(地方公共団体を除く。以下この項及び次条第二項において同じ。)の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、自動車ターミナル事業者である法人と自動車ターミナル事業者でない法人が合併する場合において、自動車ターミナル事業者である法人が存続するときは、この限りでない。

3 第五条第一項第四号及び第二項の規定は、前二項の認可について準用する。

4 自動車ターミナル事業の譲受人、自動車ターミナル事業者である法人について合併があつた場合は合併により設立された法人又は相続人は、この法律に基づく自動車ターミナルの所在する地点の周辺の地域に路線を定めて事業を行ふ自動車運送事業に就いては、道路運送法

5 ミナル事業者の地位を承継する  
ナル事業者の地位を承継した相  
人は、遅滞なく、その旨を運輸  
臣に届け出なければならない。  
(事業の廃止等)

**第二十三条** 自動車ターミナル事  
業者は、事業を休止し、又は廃止  
ようとするときは、運輸大臣の許  
可を受けなければならぬ。

2 自動車ターミナル事業者であ  
る法人の解散の決議又は総社員の了  
意は、運輸大臣の認可を受けな  
れば、その効力を生じない。

3 運輸大臣は、当該休止若しく  
は前項の認可をしてはならない、  
ただし、天災その他やむをえな  
事由に基く場合は、この限りで  
い。

(免許の取消)

**第二十四条** 運輸大臣は、自動  
ターミナル事業者が次の各号の  
に該当するときは、免許を取り  
すことができる。

一 この法律、この法律に基く  
分又は免許、許可若しくは一  
可に附した条件に違反した  
たとき。

二 第十五条第二項各号の一に該  
することとなつたとき。

三 第六条第一項の規定による  
請に対して不認可の処分を受  
たとき。

四 第八条第一項又は第九条第  
項の検査の結果、不合格とな  
たとき。

(設置等の届出)

**第三章 専用自動車ターミナル**

**第二十五条 自動車運送事業者は、専用自動車ターミナルを設置したときは、運滞なく、次の事項を運輸大臣に届け出なければならない。**

一 バスター・ミナルであるかトラックターミナルであるかの別

二 名称及び位置

三 規模並びに構造及び設備の概要

四 その他運輸省令で定める事項

2 専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者は、前項第一号若しくは第三号に掲げる事項について変更があつたときは、又は専用自動車ターミナルの使用を停止したときは、運滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(検査)

**第二十六条 専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者は、その構造及び設備について運輸大臣の検査を受け、これに合格しなければ、その使用を開始してはならない。専用自動車ターミナルの位置又は規模を変更した場合についても、同様とする。**

2 第九条第二項の規定は、前項の検査について準用する。

(準用規定)

**第二十七条 第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者について準用する。**

(道路運送法の適用)

に関しては、道路運送法第二十一条、第二十二条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

#### 第四章 バスターミナルに関する特別規定

(バスターミナル設置の指示)

第二十九条 運輸大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業の路線が多数集中する地域において、バスターーミナルがないため一般公衆の利便及び一般乗合旅客自動車運送事業の健全な発達が著しく阻害されると認めるときは、当該路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者の全部に対して、共同して、バスターミナルの設置のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による指示を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者は、その指示に基きバスターミナルの設置のため必要な措置をとるべきことをできる。

(バスターミナル設置計画)

第三十条 前条第一項の規定による指示を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者は、その指示に基きバスターミナルの設置のためとるべき措置について、バスターミナル設置計画を作成し、これを運輸大臣に提出しなければならない。

2 バスターミナルの名称、位置及び規模

#### 第三十四条 運輸大臣は、第十四条

(職務)

第三十五条 この法律に規定する運輸審議会への諮問

第三十六条 運輸大臣は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の都市計画区域内において第三条、第十八条第一項、第二十条第一号又は第二十九条第一項の規定による処分をしようとするときは、建設大臣の意見をきかなければならぬ。

2 運輸大臣は、第三条、第十八条第一項又は第二十九条第一項の規定による処分をしようとするときは、関係都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

3 運輸大臣は、第二十九条第一項の規定による処分をしようとするときは、関係市町村長(特別区の区長)に提出しなければならない。

2 バスターミナル設置計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 バスターミナルの名称、位置

2 一般自動車ターミナルである

3 第二十九条第一項、第二十条第一項の規定による処分については、運輸審議会が整備した事項と認めたものについては、この限りでない。

4 第二十九条第一項の規定による処分については、運輸審議会にはかり、その決定を尊重してしなければならない。ただし、運輸審議会が整備した事項と認めたものについては、この限りでない。

5 第三十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

6 第三十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

7 第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、第四十条から前条ま

か専用自動車ターミナルであるかの別

3 バスターミナルを設置する者

4 用地の取得及び資金の調達の方法

5 その他運輸省令で定める事項

(第五章 雜則)

第六章 雜則

第七章 雜則

第八章 雜則

第九章 雜則

第十章 雜則

第十一章 雜則

第十二章 雜則

第十三章 雜則

第十四章 雜則

第十五章 雜則

第十六章 雜則

第十七章 雜則

第十八章 雜則

第十九章 雜則

第二十章 雜則

第二十一章 雜則

第二十二章 雜則

第二十三章 雜則

第二十四章 雜則

第二十五章 雜則

第二十六章 雜則

第二十七章 雜則

第二十八章 雜則

第二十九章 雜則

第三十章 雜則

第三十一章 雜則

第三十二章 雜則

第三十三章 雜則

第三十四章 雜則

第三十五章 雜則

第三十六章 雜則

第三十七章 雜則

第三十八章 雜則

第三十九章 雜則

第四十条 雜則

第四十一条 雜則

第四十二条 雜則

第四十三条 雜則

第四十四条 雜則

第四十五条 雜則

第四十六条 雜則

第四十七条 雜則

第四十八条 雜則

第四十九条 雜則

第五十条 雜則

第五十一条 雜則

第五十二条 雜則

第五十三条 雜則

第五十四条 雜則

第五十五条 雜則

第五十六条 雜則

第五十七条 雜則

第五十八条 雜則

第五十九条 雜則

第六十条 雜則

第六十一条 雜則

第六十二条 雜則

第六十三条 雜則

第六十四条 雜則

第六十五条 雜則

第六十六条 雜則

第六十七条 雜則

第六十八条 雜則

第六十九条 雜則

第七十条 雜則

第七十一条 雜則

第七十二条 雜則

第七十三条 雜則

第七十四条 雜則

第七十五条 雜則

第七十六条 雜則

第七十七条 雜則

第七十八条 雜則

第七十九条 雜則

第八十条 雜則

第八十一条 雜則

第八十二条 雜則

第八十三条 雜則

第八十四条 雜則

第八十五条 雜則

第八十六条 雜則

第八十七条 雜則

第八十八条 雜則

第八十九条 雜則

第九十条 雜則

第九十一条 雜則

第九十二条 雜則

第九十三条 雜則

第九十四条 雜則

第九十五条 雜則

第九十六条 雜則

第九十七条 雜則

第九十八条 雜則

第九十九条 雜則

第一百条 雜則

第一百一条 雜則

第一百二十二条 雜則

第一百三十三条 雜則

第一百四十四条 雜則

第一百五十五条 雜則

第一百六十六条 雜則

第一百七十七条 雜則

第一百八十八条 雜則

第一百九十九条 雜則

第二百一十条 雜則

第二百二十二条 雜則

第二百三十三条 雜則

第二百四十四条 雜則

第二百五十五条 雜則

第二百六十六条 雜則

第二百七十七条 雜則

第二百八十八条 雜則

第二百九十九条 雜則

第二百一〇〇条 雜則

第二百一一〇条 雜則

第二百一二〇条 雜則

第二百一三〇条 雜則

第二百一四〇条 雜則

第二百一五〇条 雜則

第二百一六〇条 雜則

第二百一七〇条 雜則

第二百一八〇条 雜則

第二百一九〇条 雜則

第二百二〇〇条 雜則

第二百二一〇条 雜則

第二百二二〇条 雜則

第二百二三〇条 雜則

第二百二四〇条 雜則

第二百二五〇条 雜則

第二百二六〇条 雜則

第二百二七〇条 雜則

第二百二八〇条 雜則

第二百二九〇条 雜則

第二百三〇〇条 雜則

第二百三一〇条 雜則

第二百三二〇条 雜則

第二百三三〇条 雜則

第二百三四〇条 雜則

第二百三五〇条 雜則

第二百三六〇条 雜則

第二百三七〇条 雜則

第二百三八〇条 雜則

第二百三九〇条 雜則

第二百四十〇条 雜則

第二百四一〇条 雜則

第二百四二〇条 雜則

第二百四三〇条 雜則

第二百四四〇条 雜則

第二百四五〇条 雜則

第二百四六〇条 雜則

第二百四七〇条 雜則

第二百四八〇条 雜則

第二百四九〇条 雜則

第二百五十〇条 雜則

第二百五十一〇条 雜則

第二百五二〇条 雜則

第二百五三〇条 雜則

第二百五四〇条 雜則

第二百五五〇条 雜則

第二百五六〇条 雜則

第二百五七〇条 雜則

第二百五八〇条 雜則

第二百五九〇条 雜則

第二百六十〇条 雜則

第二百六一〇条 雜則

第二百六二〇条 雜則

第二百六三〇条 雜則

第二百六四〇条 雜則

第二百六五〇条 雜則

第二百六六〇条 雜則

第二百六七〇条 雜則

第二百六八〇条 雜則

第二百六九〇条 雜則

第二百七十〇条 雜則

第二百七十ー〇条 雜則

第二百七十ーー〇条 雜則

第二百七十ー二〇条 雜則

第二百七十ー三〇条 雜則

第二百七十ー四〇条 雜則

第二百七十ー五〇条 雜則

第二百七十ー六〇条 雜則

第二百七十ー七〇条 雜則

第二百七十ー八〇条 雜則

第二百七十ー九〇条 雜則

第二百七十ー一〇〇条 雜則

第二百七十ー二〇〇条 雜則

第二百七十ー三〇〇条 雜則

第二百七十ー四〇〇条 雜則

第二百七十ー五〇〇条 雜則

第二百七十ー六〇〇条 雜則

第二百七十ー七〇〇条 雜則

第二百七十ー八〇〇条 雜則

第二百七十ー九〇〇条 雜則

第二百七十ー一〇〇〇条 雜則

第二百七十ー二〇〇〇条 雜則

第二百七十ー三〇〇〇条 雜則

第二百七十ー四〇〇〇条 雜則

第二百七十ー五〇〇〇条 雜則

第二百七十ー六〇〇〇条 雜則

第二百七十ー七〇〇〇条 雜則

第二百七十ー八〇〇〇条 雜則

第二百七十ー九〇〇〇条 雜則

第二百七十ー一〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー二〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー三〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー四〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー五〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー六〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー七〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー八〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー九〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー一〇〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー二〇〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー三〇〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー四〇〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー五〇〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー六〇〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー七〇〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー八〇〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー九〇〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー一〇〇〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー二〇〇〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー三〇〇〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー四〇〇〇〇〇〇条 雜則

第二百七十ー五〇〇〇〇〇〇条 雜

での違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

一 第十三條第一項（第二十七条规定において準用する場合を含む。）の規定による掲示を怠つた者

**第二十二条第五項又は第二十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者**

附录

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

**第二条** 第三条の規定は、この法律の施行の際現に自動車タクミナル

事業を經營している者について

は、この法律の施行の日から三月間は、適用しない。

この法律の施行の際現に自動車マニミナル事業を経営して、も者

外にミナハ事業を經營している者は、前項の期間内に当該一般自動

車ターミナルに關し第四条第一項

名号は掲げる事項を道軌ナ由は届け出たときは、第三条の免許を受

けたものとみなす。

第四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用す

二〇〇

**第三条** この法律の施行の際現に専用自動車ターミナルを使用してい る自動車運送事業者は、この法律

の施行の日から三月以内に、当該車輛  
用自動車ターミナルに關し第二十  
五条第一項各号に掲げる事項を運  
輸大臣に届け出なければならない。  
又は虚偽の届出をした者は、三百  
円以下の過料に處する。

第四条 附則第二条第二項の規定に  
より自動車ターミナル事業の免許  
を受けたものとみなされた者は、  
この法律の施行の日から六月間  
は、第十一條第一項及び第十二条  
第一項の規定にかかわらず、使用  
料金又は供用約款の認可を受けな  
くても、当該一般自動車ターミナル  
を供用することができる。その  
者がその期間内にこれらの規定に  
よる認可を申請した場合において、  
認可をした旨又は認可をしない  
旨の通知を受ける日までも、同  
様とする。

附則第二条第二項の届出をした  
一般自動車ターミナルについて  
は、第十五条の規定は、この法律  
の施行の日から六月間は、適用し  
ない。

前項に規定する一般自動車ターミ  
ナルについては、第二十条の規定  
は、この法律の施行の日から三  
年間は、適用しない。

第五条 附則第二条第二項の規定に  
より免許を受けたものとみなされ  
た者及び附則第三条第一項の規定  
による届出をした自動車運送事業  
者は、この法律の施行の日から六  
月間は、第十三条第二項（第二十  
七条において準用する場合を含  
む。以下この項において同じ。）

認可を受けなくても、当該一般自動車ターミナルを供用し、又は当該専用自動車ターミナルを使用することができる。これらの者がその期間内に同項の規定による認可を申請した場合において、認可をした旨又は認可をしない旨の通知

(昭和三十四年法律第  
号)の規定により運輸審議会  
にはかることを要する事項  
第二十八条第一項第四号の次に  
次の一号を加える。  
四の一 自動車ターミナルに関する事項。

いて消費する金額の増加することは、  
わが国にとって国際收支の改善に資  
し、ひいては経済基盤の強化に資する  
ところはないが大なるものがあると存  
するのであります。そのため政府は、  
從来財團法人国際観光協会に補助金を  
交付し、外国人観光旅客のわが国への  
誘致宣伝、外国人観光旅客の接遇の向  
上等に関する業務を実施させ、もつて  
国際観光の振興に努力してきたのであ  
ります。他方財團法人全日本観光連盟  
は、観光関係者が会員となり、日本國  
有鐵道、地方公共団体等の援助を受け  
て觀光関係機関従業員の研修、觀光資  
源の開発及び国民旅行の健全化等に關  
する事業を実施してきたのでありま  
す。

**第七条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。**

第三条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 自動車ターミナル法  
(昭和三十四年法律第一号) 第三条の免許を受けて経

九の二　自動車ターミナル法  
(昭和三十四年法律第  
二号) 第三条の免許を受けて經營する自動車ターミナル事業の用に供する施設

## 理由

で免許制を実施することとし、自動車ターミナル事業の運営、専用自動車ターミナルの管理及び自動車ターミナルの整備の促進に關し所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

卷之三

○永野國務大臣　ただいま議題となり

ました日本観光協会法案の提案理由に

ついて御説明申し上げます。

いて消費する金額の増加することは、わが国にとって国際収支の改善に資するのであります。そのため政府は、従来財団法人国際観光協会に補助金を交付し、外国人観光旅客のわが国への誘致宣伝、外国人観光旅客の接遇の向上等に関する業務を実施させ、もつて国際観光の振興に努力してきたのであります。他方社団法人全日本観光連盟は、観光関係者が会員となり、日本国有鉄道、地方公共団体等の援助を受けて観光関係機関従業員の研修、観光資源の開発及び国民旅行の健全化等に関する事業を実施してきたのであります。

金については、国際観光協会と全日本観光連盟とにそれぞれ提出している例が多く、両者が一本化されれば、この一本化された法人の充実合理化に伴い、その額の増加も期待されるのであります。

以上は観光の振興に関する事業を同一法人のもとにおいて総合的に実施されなければならない理由として申し上げたのであります。さらにこれら観光の振興に関する事業が、企業者別及び地域別の利害得失にとらわれず、国家的見地からなされなければならないこと、事業実施の経費として政府から多額の補助金を交付すること、観光事業の多種多様性にかんがみ、民間の援助及び意見を必要とすること等の理由から、特別法により日本国有鉄道、地方公共団体、運輸業者、観光関係業者及びこれらの団体などを会員とする日本観光協会を設立し、運輸大臣の監督のもとに観光の振興に関する事業を積極かつ総合的に実施させる必要があるのであります。

次に、この法案の要旨について御説明申します。まず第一に、日本観光協会は、日本国有鉄道、地方公共団体、旅客運送業者、ホテル業者、旅館業者、旅行あつせん業者及びこれらの団体等を会員とする法人といたしました。

第二に、協会の役員といたしましては、会長、副会長、理事及び監事を置くこととし、会長、副会長及び監事は運輸大臣が任命し、理事は会長が運輸大臣の認可を受けて任命することとなりました。

第三に、協会に、会員が会員のうちから選挙する運営委員三十人以内をもつて組織する運営委員会を置き、定

款の変更、会費の額及び徴収の方法及びその他定款で定める事項を議決する

とともに、会長の諮問に応じ、業務の運営に関する重要な事項を調査審議することといたしました。

第四に、協会の業務は、外国人観光に関する調査及び研究、観光に関する出版物の刊行等を行い、政府はその事業の円滑な運営のため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、協会の事業遂行の万全を期しました。

第五に、協会の財務及び会計につい

ては、協会は毎年予算及び事業計画を

作成して運輸大臣の認可を受けなければならぬこととしたのを初めとし

て、協会の財務諸表及び借入金につい

ても承認または認可を受けなければ

ならないこととし、また余裕金の運用につい

ては一定の制限を付し、協会の会計

の適正化をはかった次第であります。

第六に、協会は運輸大臣の監督に服

務立に当りまして国際観光協会及び全

日本観光連盟の一切の権利及び義務を

譲り受けます。

いまして、協会の業務の運営に遺憾な

きな役割を果すものと考えられます。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、す

みやかに御可決下さるようお願い申し

上げます。

次に、自動車ターミナル法案につきまして、その提案理由を御説明いたし

ます。

最近における自動車輸送の発展はき

わめて急速かつ顕著なものがあります

が、なかなか路線バス事業及び路線

トラック事業は年々向上の一途をたど

り、昭和三十二年度の実績より見まし

ても、その輸送量は、路線バスにおい

て四十六億三千万人、路線トラックに

おいて千四百三十九万トンを示して

おります。御承知の通り、輸送機関と申

じて、協会の財務諸表及び借入金につい

ても承認または認可を受けなければ

ならないこととし、また余裕金の運用につい

ては一定の制限を付し、協会の会計

の適正化をはかった次第であります。

第六に、協会は運輸大臣の監督に服

務立に当りまして国際観光協会及び全

日本観光連盟の一切の権利及び義務を

譲り受けます。

第六に、協会は運輸大臣の監督に服

務立に当りまして国際観光協会及び全</p

の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○塙原委員長 次に、国内旅客船公団法案を議題とし、審査を行います。

質疑の通告がありますので、これを  
許します。井嗣大治君。

○井岡委員 この法案は、二十八国会

に当委員会で国内旅客船の整備と拡充をはかるための決議案を私たちは出し

ました、それに基いて提案をなさつ

た、こういうことであります。が、第一条の目的について少しお伺いをいたした

いと思います。「国内旅客船の整備に

ついてその資金の調達が困難である海上旅客運送事業者等に協力すること

ではなるべくですか資金が困難でないという認定をどういう方法でなさつ

ておるが、この点一つお伺いしたい。

ないといふのをどういうふうに考え

ておるかといふ御質問でござりますが、具体的に申し上げることはまづわめ

て困難であります。と申しますこと

は、資本金が何百万円以上とかあるい  
は利益率が何%以上、こういうような

ことで形式的に基準をきめまして線を

うをねじことははなはだ困難である、

念上、市中金融機関の融資ベースに乗

から、そういうものはできるだけあと

回しにして、全体の国内旅客船の經營規模が一見まことに、半島二疊田にて莫

形態というものが多いためあります。

しかも民生安定の航路を維持すると

いう要請と両方勘案いたしましたて、そ  
ういふもののを先にいたしたい、こうい  
うことが第一条の趣旨でござります。  
○井岡委員 今のお話ですと、市中の  
金融ベースに乗る業者をあと回しにし  
て、乗らない業者、そうして目的であ  
る民生の安定に必要な航路の維持及び  
改善をやるのだ、こういうお話をす  
が、その通りに解していいのですね。  
○朝田政府委員 その通りでございま  
す。

○井岡委員 そうしますと、参考資料  
として御配付いたしました四ページ  
の表を見てみますと、耐用命数を過ぎ  
た船がかなりあるよう思はわけで  
す。そこでその耐用命数を過ぎて、言  
いかえますならば償却をしないで、い  
わゆる普通の市中金融から受けるとす  
るならば、配当であるとかあるいは信  
用等で行われるのだろうと思うのです  
が、いわゆる償却をしないで、無理に  
配当している、こういうような業者も  
あらうかと思うのですが、こういふ点  
についてはどういうふうにお考えに  
なつておりますか。

○朝田政府委員 事実御指摘のよくな  
会社もあるらうかと存じます。償却を十  
分しないで配当をしているといふよう  
なことは好ましくない状態ではあります  
けれども、事実はあらうかと存じま  
すが、そういうものにつきましては、  
まず三ヵ年間くらいの企業実績を検討  
いたしまして、それが金融ベースに乗  
るかどうかという判定をしなければな  
らぬ、こういうふうに考えておりま  
す。

○井岡委員 事実そりうることもある  
うかと思ふということですが、これ  
は、見てみますと、鋼船はたしか法定

命数は二十年だつたと思うのですが、二十年までと二十年以降と比べてみますと、二十年以降の方が多いようになります。しかもこれは昭和三十二年八月一日現在でございますから、今日ではすでに一年半を経過いたしております。あるいはこの十五年から二十年のクラスの十二隻の中にも、こちらのクラスに入るものがあると思ふ。さらにもう木船の場合、これは十二年ですから、これまた見てみますと、十年以降のものが多くて十年以前のものが少い、こういうことですね。そういうふうに考えて参りますと、そういうものがもうあるかと思ひます。こういう海運局長の御答弁でござりますが、大体、いわゆるその法定償却といふようなことを度外視してやつておいでにならぬのじやないか。ですから政府はさきに離島航路の整備法を作つて、民生の安定のために努力をなさつたのだろうと思ふ。これでもまだいかないから、今度新たに国内旅客船公団をお作りになつて、根本的な解決をなさろう、こういうふうにお考えになられたのだろうと思うのですが、この点、私の見解は間違つているのですか。

シスに乗るほど運賃の値上げといふのが自由にいかない、いろいろそういう事情から老朽船が多いのでありますし、今申し上げましたように零細な企業といふものが大半を占めておりますので、調達の困難なものが非常に多い一般的に申し上げますと、調達が容易である企業というのはほとんど少ない申し上げて差しつかえない、こう申します。

○井岡委員　だいぶわかつてきましたよですが、さらにもう一点、その問題でお伺いしたいのですが、同ページの第二表のところに、資本金千万円以上の会社が四十六社、五百万円以上が八社、百万元以上が六十四社、百万元未満が九十社、こういうことになつておりますが、船を作るのに市中銀行はどのくらいお金を貸してくれるのですか。たとえば船を担保にしたらトントン当りについてどのくらいお金を貸してくれるのですか。

○朝田政府委員　普通の市中金融機関でやつております多い例を申し上げますと、本船担保を提供いたしました場合には大体七割くらいが限度であろうと思ひます。

○井岡委員　本船を担保にすると七割、こういうことですね。そうしますと、この表で見ますと鋼船でトン当たり三十万円、木船で十五万円、こういうことですね。それでは百万元以下の会社ですと何トンくらいの船が作れて、何トンくらい金を貸してくれるのですか。

○朝田政府委員　これは非常にむずかしい問題で、そのとき金融機関が、果して償還可能であるかどうかといふことと、それから収益率がどうか、こう

いうことで資産、信用力その他を判断しまして、いろいろな銀行屋さんが金貸す場合にいろいろなケースがあると申いますが、これを抽象的一般的の基準でお答えをすることは非常にむずかしいと思うのであります。その程度でお許しを願いたいと思います。

○井岡委員 全くわかつたよくなわづらぬよしな御答弁でさつぱりわからぬわけですが、それじや、先ほどの七割貸してくれる、こういうことは——されても全くわからぬ話ですね。

○朝田政府委員 申し上げました七割というものは、大体本船担保を提供いたしましたときに、担保価値を七割としまして踏まないのであります。踏まないとどうのが、大体の今のケースでは多いのであります。普通の場合、そういうようなやり方をしておるわけであります。従つて増し担保を要求する金融機関もあるわけです。これは普通の金融の状態を申し上げたのであります。従つていましてそれ以上貸すということがあり得るかというと、それはたまにはありますでしよう。またそれ以降で資産、信用力その他でそれほど必要でないといふものもありましよう。しかしこれに申し上げますと、七割くらいが限度である、こういう意味で申し上げたのであります。

○井岡委員 そうすると資産信用といふことは、会社の表面的な立場から言ふと、資本金が資産であつて、ほかに資産はないわけなんですね。そのほかに資本金のところで鋼船を作らうといふ方々の資産、信用ということになろうと思ふのです。従つて百万円以下の考えられるのは、会社を構成しておることになれば、今の段階では、特にこ

ういう離島航路、採算のとれない航路は作れない。こういうように理解して

○朝田政府委員　おつしやる通りの事  
例がほとんど大部分であろうかと思ひ  
ます。

○井岡委員 資の対象になるのは、資本金が一千五百円であったとしてもわずかに三千トンの船しか作れないわけなんです。いわゆる管理費なり、あるいは操業費等を入れますと百円くらい要りますから、作れないわけですね。そういうふうになつて参りますと、今までしゃべる償却をしないでどうにか維持をしている、市中銀行に無理を言つて、いろいろな方々に対しても融資をしないといふことは、取り残された方々に対する対しては、これは全くその方からやけに困難というものが出てくるのじやないか。瀬戸内海の近海航路をやつておるものでありますと小型でどういか、不安というものが出てくるのではないか。離島航路。少し遠いところに離れておる船でありますと、やはり三百トントン、四百トンの船を使わなければならぬ。しかもそれは法定償却といふものを無視してしまつて、とにかくどうにか動かして、そうして市中銀行から全額借りないと船の部分的な修繕すらできない、こういうようなことでどうにか配当なり何なりをやつて表面づらさくなるのじやないか、こう私は思うのですが、これは与えないんだということになると、結局これは終にかいたものになつくるつておる。こういう人に対しては、これは、これは与えないんだですか。

る場合の理由としていろいろな要素があるかと思います。今御指摘のようない

すが、先ほど申し上げましたように一般的に申し上げますと、国内旅客船の経営の規模、零細企業が多いという

ことについては間違いない事実でございますので、いろいろな事情から資金調達が困難であるという場合がほとんど大部分であるうかと思います。

○井岡委員 そうしますと、大部分のいわゆる業者は融資の対象になる、こういうふうに理解していいわけですね。

○朝田政府委員 全体的に見ると、会社の数あるいは航路の数という点からながめますと、そういうことが多いと思うのであります。ただ具体的にどの会社、どの会社といふことを明示できませんが、中には市中金融機関の融資のベースに乗るものがあり得るわけですから、できるだけそういうものはあと回しにして、最も緊要な航路の維持という観点と、調達困難でどうしても民生安定上維持しなければならぬ、こういうのを先にしていかなければならぬ、こういう考え方でおるわけであります。

○井岡委員 この間、同僚の關谷さんがお尋ねになつたときには、大体五カ年で四十億くらいのお金がある、そしてそれに充てたい、こういうことであつたと思うのですが、間違ひございませんか。

○朝田政府委員 その通りでございます。

○井岡委員 そうしますと、あなたの方で調べておいでになるのは、二十年以上のものが百三十九隻です。これ

ら計算しても百四十九隻になるのです。これは十隻違つてゐる。まあこれは

そうしてそのトン数をかけてみますと、これだけで九十九億の金がかかることから木船の場合であなたの方の

円です。合せますと百二十一億六千万円というお金がとりあえず今建設をやるとするとかかるわけです。これに公団は七割融資をして、あとの三割は業者に負担さすといふのですから、七割をかけますと八十五億、これだけのお金がかかるわけです。そのうち、四十億ということになりますと、半数以上はこの融資の対象にならない、こういうことになるのではないかと思うのですが、先ほどのお話を大多数かかるのだということ、半数以下だということとは、だいぶ違つてくるよう位思うのですが、これははどういうわけですか。

○朝田政府委員 ただいまの数字でございますが、まず第一に、調達困難であるものは非常に少いだら、こう申し上げた。そこで計画の半分という數字を御指摘になつたわけであります。これは伺いますと、建造に七割をおかけになつてゐるのであります。が、計画のトン数は改造も含めてであります。改造の場合は御承知の通り五割でございます。それからまた少くなる原因の一つといたしまして、もっぱら遊覧並びに觀光の用に供するものをこの法案に近いものになるだらう、こう考え

○井岡委員 二十年過ぎたのを改造してまた使う、それに五割の融資をするところですが、私はその改善といふ

のには書類をかかるのでしょうか? と思います。それはあなたの言う通りにしますが……。そうすると観光、遊覧と

○朝田政府委員　ただいま御指摘になりました数字の基礎は、鋼船の場合には船齡二十年以上、木船の場合には三十年以上を対象にしておられるわけであります。私どもが考えておりますものは、鋼船が二十五年以上、木船が十五年以上で、とりあえず五ヵ年計画としては緊急を要するものを先にいたしました。なお十分ではありませんけれども、それを対象にいたしたのであります。

○井岡委員　私は何もその二十年のこととことさら聞いていないのじやないのです。あなたの方がここで鋼船で二十年以上のものはと説明をなさつてゐるから、これで聞いているわけです。

同時にまたそれが間違いだということは二十五年以上だということになりますと、今度は二十五年以上過ぎたもの——先ほど申し上げたように、これは昭和三十二年八月一日ですから、現在では二十七年になつてゐるのであります。その中でいわゆる改造を行なつて使えるものがありますか。私はほとんどこれは使われないとと思う。同時に木船の場合だったら、こんなものは改造したりつて使われないんですよ。それを使うとおっしゃる。しかも五ヵ年計画ですから、二十五年以上になつたら四ヵ年計画になつてしまつて、あとの

あなたの方は二十年からやつてゐるから、これは計算が立つてゐるのだと思ひ。五カ年計画などと言つておられる。

○朝田政府委員 改造の場合は木船の  
表通りに答えて下さい。

十年以上のものも含んでおるのであります。まして、そういうものは改造しても使えないじゃないかということをございますが、どう多くはないのでありますけれども、十年以上のもので改造してあります。二十年以上のものは、隻数、トン数において全体の比率は、仰せの通りこの資料にございません。そこで五力年の計画が完了いたしました際の比率は、その際に、鋼船八十七隻、一万二千二百三十九トン、木船百二十六隻、三千三百六十二トンの建造と、鋼船十六隻、四千九百一トンの改造を行うといふ計画でござりますので、この計画が完了いたしました時には、老齢船が相当程度減少いたしまして、その当時の想定をいたしますと、現在ここに資料で御指摘の通りの隻数の六〇%が三九%になり、トン数の四七%に相当するものが三七%に減少をいたします。

本船につきましては、現在の隻数におきまして五五%，トン数におきまして五八%でございますが、この五ヵ年間の計画が完了いたしましたときには、それぞれ五二%，五六%ということになるのでございます。御指摘の木船の五八%でございますけれども、木船のうち鋼船に切りかえるものが半分ございますので、バーセンテージがほとんど違ひぬじやないか、こういうことにならうかと存りますけれども、それは含んでおるわけであります。二十年以上のものは、隻数、トン

が少くなつて参りますから、実質的に  
は相当の船質改善が達成される。こう

○井岡委員 その五ヵ年計画後の話を聞いていけるのじやない。私は五ヵ年計

西は入る前の話を聞いておるので、さが  
ら、済んだこと。できてしまつたこと  
を言わぬように一つお願ひしたい。

しかもこの間のお話では、明年度の財政裏づけはまだ行されてないのだ、こういうお話をうたと思うのです。この

○朝田政府委員 その通りでござります  
す。

○井岡委員 そうしますと、今あなた  
の言われた五ヵ年計画というものは全

○朝田政府委員 いいのですね。

の政府出資並びに資金運用部資金の融資を政府部内で案を立てました際には、毎年の事業計画に対する資金の裏

づけといふものは仰せの通りございませんが、五ヵ年間の計画といふものについてはほぼ打ち合せを遂げております

す。従いまして單なる青写真というより  
とあるがどうか、その点のめどは一  
おづけておるのです。

○井岡委員 せつかく鹿野さんもお見えになつておりますから、鹿野さんに

お聞かないと申し難いから一々聞けお伺いするのですが、今のお話を聞いてみると、この間とは違うのです。

運輸省としてはこれをやりたい、こういうことだつた。大蔵省とはまだ話はついてないんだ。こういうお話をつた

○鹿野説明員 三十五年度以降の計画  
のですが、大蔵省はこれをやつてやるつもりですか。

につきましては、はつきりこの計画に  
よつてきめたといふわけではございま  
せん。今後三十五年度、三十六年度と  
年々国会の御審議を受けてきまつてい  
くわけでござりますが、予算としまし  
ても別に国庫債務負担行為あるいは運  
航事業としての性格を持たせて計畫を  
確認しているわけではございませんが、  
その点は今後の問題として検討してい  
くわけになりますが、少くとも旅客船  
公團といふものを一つの企業体として  
作つていろいろといふことでござります  
から、当然ある程度のめどといふもの  
はなければならぬ、どのくらいの考案  
方でやつていくのかといふようなことを  
で、運輸省さんとしては案をお作りに  
なつて、われわれの方に、大体そんなに  
程度でというお話をございましたけれど  
ども、大蔵省の意向といたしまして  
は、別にそれを確定的なものとして承  
認したとか、あるいは協議を受けてき  
めたとか、そういう性質のものではござ  
いません。ただ公團が今後ともある  
程度のベースをもつてやつていく、五  
年で一ぺんに今までの長い間蓄積され  
た老朽船が一掃できるかできないかと  
いうことはなかなか大へんな問題だと思  
いますが、できるだけのことをやつ  
ていくという気持でわれわれの方も今  
後の協議に応じていくという氣持は変  
らないわけであります。

から私が、観光船と遊覧船というものは、全体から見ればほとんどパーセンテージに乗らないようなものだと思う。これは答弁できないのが当たりますたゞ思ふ。観光船とか遊覧船というのは、全体から見ればほとんどパーセンテージに乗らないようなものだと思ふ。そうすると、大多数の船はこの融資を受けたときに、ただ聞きおく程度、法案を作つたんだから何とかやつてやらなければ仕方がないじゃないかといふようなことでは、この法案を作つたつて何の役にも立たないのだといふこと、これは離島航路の整備法を作つたのと一緒になんだ。だからこの点をお伺いしておる。この点をはつきり言つて下さい。

○鹿野説明員 資金的にはもちろん公団を作りましたので、今後あとはどうなるかわからないといふような態度では解決してない。事業をどの程度の規模にするかにつきましては、やはり年々の財政全般の問題になりますから、今ここで幾らの金額を今後ベースとして考えるのだということを明確にお答えはできませんけれども、公団として発足した目的を達成し得るよう、われわれの方としては資金的にできるだけのめんどうを見るという気持には変りません。

○井岡委員 そうすると、これは青写真じやないということなのですね。

○鹿野説明員 青写真というとの意味がよくわかりかねるのでござりますが、单なるペーパー・プランではないかというお話かと思いますが、それは運輸省としては十分御検討の上こういう

程度の規模でやつていただきたいといふ旨が、今ここでその計画によつて今後やるのだといふことをはつきり申し上げるわけにはいきません。  
**○井岡委員** これ以上大蔵省にお聞きしてもなかなかそこはお言いにならないだろと思ひますから、また後ほど続いて聞きます。  
そこでもう一ぺん運輸省に聞くわけですが、先ほどの遊覧船、観光船のペーセンテージを一ぺん出して下さい。  
**○朝田政府委員** どうもただいま直ちにそのペーセンテージを出すのは正直に申し上げて困難であります。  
**○井岡委員** そうするとこれは先ほどの方はこれに遊覧船、觀光船が入つておるし、改造をやるのだから四十億で大丈夫だ。これは四十億になるが四十五億になるか知りませんけれども大丈夫だ、こういうお話ですが、これは私はこの点についてはあなたの御答弁をそのまま信用するわけにはいかないのです。いわゆる民生の安定といふことについて、たゞ單に上つづらをなで回したという程度であつて、ほんとうの意味における民生の安定を考えたの手だてというものじやない。ただそういうふうに努力をしたいという目標にしかすぎないのだ、こう思うのです。されでは私はやはりせつからお作りになつた公団の趣旨といふものを大きくなつたのじゃないか、期待を裏切るのじやないか、こう思うのですが、この点はいかがですか。

団の資金原資は資金運用部資金に仰りますが、ことになつておるのが大部分でありますから、その五ヵ年計画も、たゞいま大蔵省からお話をございましたが、確定的なものでない、これは予算の性質上当然のことであらうと思いますが、われわれの計画を達成する上においてもなお不十分であることを認めております。従いまして、これは毎事業年度におきまする財政投融资計画に盛らるべき融資、資金運用部資金の確保につきまして明年度以降においても万全の努力を続けて参りたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○井岡委員 そこで一つお願ひをいたしておきたいのですが、最初に申し上げましたように今採算ベースに乗つておるとかあるいは市中銀行の融資の対象になるからということでその業者を除外するということになると、今度はその業者の方が落ちてきて、そうしてどうにもやつていけなくなる、こういうことになるのではないかと思う。

従つて初年度の計画として、一応私はこれを了承するとか了承しないとかいうことは別として、少くともやはり離島航路といふ性質上、しかも民生の安定定というふうなことを最大の目的としておる関係から考えるならば、当然それらの諸君にもこれを及ぼしてやる、こういふようにしてない限り私は離島の開発なんということはできないのではないかと思う。ですからこの点を十分お考えいただきたい、こう思うのです。

それからこの法律の附則の十六条のところで、離島航路の整備法によつて作った船の利子補給を廃止する、こういうふうにうたつておられると思うのですが、この点どうだつたですね。

この間たしか園谷さんの御質問にそういうふうにお答えになつたと思うのです。

○朝田政府委員 緯島航路整備法の改正との関係でございますが、御承知のように緯島航路整備法によりまする助

です。そのために経営がさらに悪くなるつてくるということを考えられますので、それらの問題等もあわせてやはり十分助成の策を講じていただきたいと思います。

それからこの間で言っておられました  
たが、この表で管理費と設備費が九百九  
万円、こういうことになつております  
が、これではとうていやられない。何か手  
四百万円というの、これは利子のビ  
ンはねだとかピンはねじやないとかい  
うことを論議されておりましたが、  
う一度この点だけをお聞かせ願いたい。

○朝田政府委員 政府全額出資二億円で、  
ということになつております。これが片一方の融資が三億円であります。資金運用部資金の金利が大体六分五厘であります。従いまして、出資、融資を合せま

て事業資金として運用するわけでありますが、六分五厘はどうしても払うべきではない資金コストです。そこに若干の安全率を見込まなければならぬ。これが普通の行き方

でありますので、これは最終的に大臣省と打ち合せをして決定したわけですがございませんが、大体七分程度でなかなかなって参りたい、こういうことになりますと、全額出資一億円に対しまして七分といいますと、一千四百万円というものが公団の管理費に充てられるということが大体予想がつくわけであります。一千四百万円といふものでは公団の維持、運営がきわめて困難ではなかつたから、いかといふうに考えられますかが、この点につきましては冗費ができるだけ節約をいたしましたて、とにかく努力をして発足してみたい、こういふうに

○井岡委員 開発銀行の貸し出しの利  
考へておるわけあります。

子が四千万円、貸し出し総額が四千四百億という数字の中で九〇%が六分五厘なのです。あとの一〇%が大体六

分、こういうことになつておる。これ

はほかにもいろいろ理由があると思ひますが、少くとも政府が助成をしようという立場に立つて、その安全率を業者の中で見ていくのではなくして、やはりその公団の中で見ていくというようにならないと、これはやはりピンはねなどと言われても仕方がないのじゃないかと思うのですが、この点はどうです。

○朝田政府委員 開発銀行の金利は、電力と海運が特定金利として六分五厘であります。が、その他はおおむね九分であります。従いまして資金運用部等からの資金コストにやはり相当の安全率といふものをかけて運用しておるのが通常の例でござります。安全率を若干見るとということは、ピンはねなどいうふうに表現をされるよりも、むしろ資金コストと考えていただきたいと私は思ふます。

○井岡委員 そこで、その管理費が千四百万円なら千四百万円でよろしいのですが、もう一つお伺いしますが、どのくらいの事務所をお持ちになるお考えですか。これは二十人ということですが、どのくらいの規模の事務所ですか。それをちょっとお伺いしたいと思います。

○朝田政府委員 二十人でございますので、最小限度一人に二坪ぐらいの計算にいたしますと四十坪になるわけです。家賃も先ほど申し上げましたように非常に窮屈でござりますので、それ

でまかない得るところなどには入りなければならぬといふことで、選択の自

ます。従いまして建設協力費も要らない、敷金も要らないようなどころを見つけて——あるかと言われますと、

ただいまあそこにありますというようなことは申し上げられませんが、できるだけの努力をして冗費を節減して、

この一千四百万円程度の範囲においては、  
るよう努めをして参らなければ、ほ  
かに方法はない、こういうふうに考え  
ております。

だと言つてゐるのです。協力費がかかり  
に要らないとしたら、片方の敷金はも  
のすごく取られますよ。そしたらこ  
れは全くやれない。やれなかつたら、  
これほどここ求めるかといえま、やま

り業者に求めて何とかしなければならぬ。一方でピンはねをして、片方で協力を求めるというようなことは、これは大へんなことだと思うのです。ですからこの点ももう少し考えてもらわな

○朝田政府委員 ビルディングに入る  
ればならないと思います。  
ほど余裕はありませんので、先ほど申  
し上げました建設協力費だとあるい  
は敷金の要らないところを選んで入ら  
なければならぬということを申し上げ  
たのでありますが、そういうところは  
あるかと言われると、具体的には心  
当りはないわけではないのであります  
。そういうことで、直ちに業界にし  
わが寄るような運営の仕方は厳に慎む  
つもりでおりますから、その点は御  
安心願いたいと思います。

ことですから、私はこれ以上追及はい

されど「人を第一に」の精神で、一貫して、この企業は、その理念を実現するため、不懈の努力をしてきました。それが、この企業の強みであり、大きな魅力です。

ほかに何があるようですか、またあらためて聞きます。

○開谷委員 鹿野主計官がおいでになりますので、少しお尋ねを申し上げたいと思います。この出資で少いということは、これは井岡委員からのお尋ねしたのですありますし、最終の結論を聞いておりますと、これではできぬというようなことで、鹿野主計官は頭がよ過ぎて、出すことを断わることの名人だということはよくわかつておるのですが、そのために海運局長あたりが苦しい答弁をしなければならぬようなることになつております。この旅客船公団という関係は、これは事人命に関するものでありますので、こういふうな人の生命にかかるうかといふようなものについての予算だけは、ほかの予算等と切り離して、頭を切りかえていただいて、これから先も増額をしていただくようにお願いしたいと思います。これはあまりしばりますと、やはり朽船をそのまままで置かなければならぬ、従つて、第五北川丸のような事件も起きてきます。あまり率直に言い過ぎてしかられるかもしませんが、大蔵省が人殺し予算を組んだといわれても仕方がないようになります。そういうことは言ひもしますまいけど、これから先、出資金の関係、あるいは融資の関係につきましては、特別に考慮をしていただきたいと思いますが、その考え方の基礎、心組みといいますか、そういう点で、将来増額するつもりでおるというふうなことでありますのかどうか、ことし融資する三億

伺つておきたいと思います。お心がますます大きくなつて、度以降の数字を示せということは申しません。

○鹿野説明員 御指摘の点、二つあるのですが、融資の問題につきましては、今後問題といたしましては、財政投融資金般の問題として検討していくかなければならぬかと思ひます。ただ、旅客船に老朽船が多いといふことは事実でございますから、できるだけこれを早く健全なものにしていくということは当然のことと思ひます。ただ、今ある老朽の度合いといふのは、非常に戦前からの積り積つたものだと思いますので、一ぺんにはなかなかいかないと思ひますが、その点については、私といたしましてもできるだけ今後予算編成の際には努力していただきたいと思ひます。

出資の問題につきましては、これは今海運局長からお話をありましたように、出資から浮いてくる金を事務費に充てる。事務費というものは、極端に少ければいろいろ弊害があるといふ仰せでござりますけれども、できるだけ少し金で目的を達していく方が、国民のためにもお国のためにもいい。そういう意味で、この予算で海運局長、海運局としましてもやれるといふ御判断のもとにお話し合いがついた予算でござります。まあやつてみまして、いろいろ検討すべき余地がありやいなやは、今後の問題かと思ひますが、決して余裕があつて十分の予算だとは考えておりませんが、でき得ない予算ではないといふふうに考えております。

題としましてはむずかしい。しかし、これは海運局長が承知しておるのに、お前いらぬことを言らなと言われてもどうにもなりませんので、申し上げません。運用部資金の関係であります。が、資金の関係は、一つせひ三十五年度から大幅にこれが増額せられる上に御配慮を願いたいと思います。それから、これも海運局長に先にお尋ねして、鹿野さんにあとからお尋ねをしたいと思いますが、公団が七割持つて、船主といいますか、業者の方方が三割持つていろいろになりますが、こういうふうに新しい船を作りますといふと、建造費といふような関係、これを償却しましたり、利子も払わなければならぬ、自分の持ち分は三割だけといふふうなことでやりますと、おそらく今の運賃では私は引き合わぬのじやないかといふ気がするのです。気がするんじゃないよ、実際そういうふうな結果が出て参りますが、その際に赤字がないかといふ気がするのです。それで、今の運賃で押えていくことができないようになるかもわかりません。その際の考え方、どういうふうな考え方であるのでしょうか。運賃を値上げをすることによって、運賃を値上げをすることによって、運賃を値上げをすることによって、それは離島航路の値上げはやらないで、これは離島航路であれば離島航路整備法でまかなうと仰せられて、離島航路整備法を今拡充しておるということです。それとも運賃の値上げはやらないで、ありますので、離島航路の関係は私は補助以外の補助を出すというふうなこと

○鶴田政府委員 ます運賃の問題でございますが、運賃の値上げは、公益並みの航路として運賃の値上げをいたしますことはあまり好ましくないと思うのでござりますが、やはり公団の事業を通じて船も新しくなることでもありますし、輸送原価も上つて参りますし、上方において船舶が新しくなつたためにより安全、迅速になつて参りますので、好ましくはございませんが、場合によっては利用者がある程度負担をして貰わなければならぬ面も出てくるかと存ります。しかし地方におきます離島の負担能力等からして、たといそろい引き上げが行われようとしても、負担力があまりありませんので、それには大して期待はできないと思うのであります。

離島航路整備法に基きまする國の補助につきましては、現在対象航路も非常に少いのでありますし、予算も大して多くない現状でござりますから、先ほど申し上げましたように、航路補助の拡充強化ということがどうして必要になつて参るかと思ひます。ただ、それ以外の補助というものを今考えておるかといふ御質問でありますが、その点につきましては、今考えておりません。

大井川 トトロの世界の物語

しましては、その適用の対象——補助航路の対象がふえて参ることになります。これをふやしたものに対しましては、三十五年度からはその補助金はそれに見合うように増額するといふらることはぜひお願ひしなければなりませんが、これはあなたのお気持はどうでござりますか。

○鹿野説明員 公團が船を作ることによつて各航路業者がさらに赤字がふえるというようなお話をですが、離島航路の関係につきましては、御指摘通り補助金が計上されております。一般的な、離島航路以外の航路の問題につきましては、やはり補助金という趣旨よりも運賃の問題で解決すべき問題でないかといふように考えております。離島航路の補助金の問題は今後の検討に待つわけございますが、財政との関係でどういうふうに計上できますか、担当の係官としましては十分その点検討していただきたいと思つておりますが、今のところ何とも申し上げかねます。

○開谷委員 畦島航路整備法によるあの補助金が非常に少ないので、年々これをふやしていく大くよう聞いておるのであります。なかなかふやしてもらつておらないのであります。この点は、三十四年度で建造いたしますと、それに基きまして何かその対象があえてくる。なお、老朽船で改造を必要とする——民生安定上必要なところが優先いたしますので、そういうふうなところは離島航路整備法の適用をするつきましては、明年度からは運賃値上げというふうなことを考えずに一つずふえて参りますから、離島航路整備法に基きます補助というふうなものにつきましては、明年度からは運賃値上

やつていただきたい、これは今からお願ひしておきます。いずれまた来年の予算のときにはあなたと相談を取らなければならぬことになりますが、よく御承知おきをいただきたいと思います。

○塙原委員長 次に、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題として審査を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。久保三郎君。

○久保委員 国有鉄道法についてお尋ねするわけなんであります、大臣おられないようでござりますし、あいにく私、工合が悪くなつたものでありますから、この質問は次会に回していただきたいと思います。

○塙原委員長 關谷勝利君。

○關谷委員 私は簡単なことを一つだけお尋ねしておきたいと思うのであります、新設をせられまする個所につきましては、前に新潟と高松と広島といふお話を聞いておりますので、それはもう間違いないと思いますが、その点はやはりその三ヵ所ということになるわけでありますか、一応念のためにお尋ねしておきたいと思います。

○小倉説明員 その通りでござります。

○關谷委員 十六人ということになるのですが、実際に三ヵ所ふえてやりますと、十九人を要るわけであります。そのあと三人だけがいわゆる理事代理というふうなことになると思います。しかしこの新設急速に特別に考えていただいて後進性をされるところといいますものは、みんな非常におくれておるところなんだと思います。そういうふうな地域だけを

を取り戻さなければならぬのであります。そういうふうにいたしますと、新設のところの方が私は大事であると思います。以前からあります六カ所と、やします中で、三名だけは新設のところへ正式の理事を向けるのだ。理事代理といらものは古いところで以前からやつておつて精力でやれるところへ置いていただきて、そうしてそれがまたふえて十九人になつた場合に、古いところの三カ所は理事代理を理事ににする、こういうふうなお考えをいただきたいと思いますが。これは副總裁のお考えはどうでござりますか。

くれております。それで四国を独自に  
考えてもらつたことがないために、ま  
あほうつておけといふことになつて、  
あの通りみじめな姿でおるのであります  
が、こういふふなどころをほかと  
均衡のとれたところに直して、こうして  
すると、やはり力のある理事をやつてお  
いただかなければならぬ。私は専任の  
理事を四国あたりへは置いていただく  
のが筋だといふふに考えますので、  
この点一つどうしても新設のお考え方方は  
改めていただきたいと思います。六ヵ所  
のうち、三人だけはどうしても新設のところへ  
置いて、あと六ヵ所のうち二ヵ所  
三ヵ所には理事を置いて、残りの三ヵ所には  
所には理事代理をやつしていただく。今  
までやつておる仕事の惰力でいくところ  
と、新設のところはやはり有能な一  
有能といつてもほかの人が有能でない  
いというのではありませんが、やはり古い  
経験を積んだ人をやつしてもらつて、  
いうのが私はほんとうだと思います  
が、この点はどうしてもそろいふふにお願い  
したいと思います。この十六ヵ所の支  
人は今までの支社に充てるために十六  
人に対するとは書いていないと思います  
が、この点はどうしてもお考えを変え  
ていただきたいと思いますが、どうい  
うお考えですか。

○開谷委員 今、副総裁の仰せになりまして、今後増設する支社につきましては、本社でできるだけめんどくさくて、十分御期待に沿えるよういたして参りたいと考えております。

古いところは今までに、かりに一例をあげますと、これは大阪というの無理かもわかりませんけれども、大阪、東京はなんですが、私のところは関西支社といいまして、大阪が支社ですがね、あそこのやる仕事は従来通りのことをやって、むしろ今までよりも範囲が狭くなつてくるから、それで仕事の面から見ますすると、その点非常にやりやすいので、私は新設のところへ持つていくのが常識だというふうに考えます。この常識は、わざと副総裁のお考えと私と違つようでありますから、これはどうしても私はそういうふうにお願いしなければ、この新設のこところは、これがそれなら三十五年度からでもあるとの三人があえるんだということの確約があるのなら別ですが、そうでないと私は、あとほまたどうにかいどしましても、最初の間、発足後二、三年というものは、初代の支社長といいますのは、どうしてもほんとうの理事をやつていたらがほんとうだと思います。ほかの理事代理で違わないという話は、そのまま逆に持つていつて適用ができると思います。この点はもう一回考え方直す気があるかないか、それをお伺いしたい。

す支社は、いろいろな関係もございまして、案を練りました結果、四国鉄道管理局、広島鉄道管理局、新潟鉄道管理局、これを支社にいたしまして、三局を持つ格好にいたさないつもりでございます。従いますと、その範囲の職員の数がらいきまして、輸送量からいきまして、現在の支社よりも規模が小さいということは言えるのでございまして、しかしこれは決して最終のある姿ではなく、至急局のあり方も私ども考えまして、今後善処して参りたいと思つておりますが、当初におきましては、比較的規模も小さい。しかし規模が小さくても、内容は非常に重大だから、理事を優先的に持つてこいまして、現在の六支社があるので、そが、この法案を出しました際には、まだ支社の増設ということは隠れておりましても、御理論も十分つくとは思います。が、この法案を出しました際には、はなはだ例が当つているかどうか存じませんが、下世話にも長幼序あります。うことでいつおりましたので、はなはだ例が当つているかどうか存じませんが、下世話にも長幼序あります。うことでいつおりましたので、どうぞよろしくお願いします。

ような気がするのであります、ども  
してもこの点は、私たちは今の御説明  
は納得できません。これは支社がうら  
ろへ隠れておるというためにそれがで  
きないというのなら、私は早急に支社  
というものを、これは三ヵ所予定して  
おるところを早急に支社にしていただ  
いて、この法案の審議中にも支社を設  
置していくだけで、そうして私はその  
三人の増員を、一つ修正してでもしな  
いと思いますが、そういうふうなことと  
はできますか。一つ伺つておきます。

○小倉説明員 会社にいたしまして  
も、特に私どもの国鉄のような公共企  
業体につきましては、その理事の配置  
数といったようなものは非常に重要  
なものでありますて、今回につきま  
しては、いろいろ各方面との御折衝の結  
果、この法案になりましたので、ぜひ  
この法案でお認め願いたいと存じます  
が、前々から四国はもつと輸送に力を  
入れなければいかぬということは、始  
終先生の御指摘を受けておりまする  
で、この機会におきまして、今後十分  
力を入れることにいたしますから、法  
案につきましてはこの原案をお願いい  
たしたい、こう考えております。

うなことも考えられますので、私たちはそういうふうなことを、これもまたどうなるかわかりませんが、あとで委員長、理事の方たちと御相談をして、私は修正案を出したいと思います。そうして十九人ということにしていただきたい、こう思いますので、そういうふうなこともあるいはできるかもわかりませんが、その点一つ頭に置いていたくよりにお願いを申し上げます。私の質問を打ち切ります。

○塙原委員長 川野芳満君。

○川野委員 日本国鉄道法の一部を改正いたしまして支社制を強化する、すなわち支社長を理事とする、さらには大臣の権限を地方にある程度移譲して、そして責任態勢をとらせる、こういう案を提案されましたことは、私も満腔の賛意を表するものであります。しかし静かに内容を検討いたしてみますと、物足りない個所が多くあることを発見するのであります。ただいま關谷委員が申されたように、從来局として、そこまであるべきところが廃止になつておる、しかも地域的に考えましても、当然これは支社を置くべきところである、こういうところに対しても今回支社を設けられないといふことは、まことに遺憾千万でござりますが、これは大蔵省に対しての国難を考慮したのであるから申しますか管理局があつて、そうして相当な成績を上げておりますとしたところが、これが支社を置くべきところである、こういうところに對して今回支社を設けられないといふことは、まことに遺憾千万でござりますが、これは大蔵省に対しての国難を考慮したのであるから申しますと、ある程度上部組織は完備されると存じます。しかしこれに伴いまして、さらに下部組織というものは申しませんが、今回支社制を強化いたしますと、ある程度上部組織は完備されると存じます。しかしこれに伴いまして、さらに下部組織というものが

がやはりこれに並行して完備すること  
が必要ではなかろうか、かように私は  
考えるわけであります。すなわち、言  
葉をかえて申しますならば、下部組織  
を強化した上に立つて上部組織を完備  
させる、これが私は穏当なやり方であ  
ると思うのであります。今回の改正  
は上部組織だけを強化され、これに伴  
う下部組織はそのままである。実はこ  
ういうことが認められるのでございま  
して、この点はまことに遺憾千万でござ  
ります。

そこで私は、時間の関係もございま  
すから、実はもう少し突き進んでお尋  
ね申し上げてみたいと思うのでござい  
ますが、従来より各県に管理部という  
ものがございました。そしてこの管  
理部がある程度の責任を持つて国鉄の  
業務の運行をやって参りましたことは  
御承知の通りであります。ところが行  
政整理の結果、管理部が廃せられたと  
ころが非常に多いのであります。しか  
もその廢せられた場所において、その  
行政区画等を一括して他の管理部に移  
譲されたというのでござりますなら  
ば、これはある程度問題は軽いのでござ  
います。あるが、県によりますと行政  
区域をあるいは二分しあるいは三分し  
て、そうして地方管理局においてその  
運営をされておる、こういう現状であ  
ることころに実は非常に問題が多いので  
あります。例をとつて申しますと、私  
の県の宮崎県のごときは、実は半分は  
鹿児島鉄道管理局に、半分は大分鉄道  
管理局に所管を移されて、そうしてあ  
るところに実は非常に問題が多いので  
あります。例をとつて申しますと、私  
の県は両方に申し込まなければ  
ましても、実は両方に申し込まなければ  
なりません。あるいは貨車を申し込むにいたし  
ましても、やはり国鉄の業務をやらされておる、

はならない」というやうな」と等がござります。非常に不便を感じておるわけであります。ことに先般宮崎県にディーゼル・カーを通して、どうで利用債を引き受けでもらいたいといふ問題がございました。当時の折衝を鹿児島の管理局がやつたのでござりますが、鹿児島管理局と宮崎県側におきましては、宮崎県全体の利用債を六千五百円ときめ、こういうことで実は鹿児島の鉄道管理局と宮崎県の知事との話がまとまつたのでござります。ところが今度はまた後日大分管理局から、さくらに二千万円の利用債を買え、こういう内命が実はきたそ�であります。そこで宮崎県側におきましては、利用債の二千万円を買うべきであるか、あるいはすでに鹿児島管理局との話し合いで、宮崎県全体の利用債は六千五百万円でよろしいという話があつたのだから、大分管理局からの話を断わろうかといふことで非常に心配されたのであります。大分の管理局長は、もし二千万円の利用債を引き受けなければ今回のディーゼル・カーの乗り入れは中止せざる、こういうことまで実は発言されたようでござります。しかし久保常務理事等のごあつせんによりまして、実は六千五百万円の利用債で話は円満に済んだのではございますが、こういう問題等が起りますことも、行政区画を分断されておることが一つの大きな原因ではなかろうか、かようには私は考えるわけであります。こう考えますと、こういう分断されておりますところは一つの管理局にまとまるか、あるいは新たに管理局を設置される、こういうことにしていただかなければならぬと考えますが、これに対してもう一つの管理局にまとまるか、あるいは新たに管理局を設置される、これが対してはまだ新たに管理局を設置される、こういうことを聞いていただかなればならないと考えますが、これに対してもう

○小倉説明員 宮崎県のディーゼル・カーにつきましては手違いもございまして御迷惑をかけましたことをこの機会におわび申し上げておきます。実は管理部が局になりましたときには必ずしも鉄道の原案が入れられたわけではございませんで、諸般の事情でやむを得ず現在のような姿に相なつたのでございます。その後いろいろ運営して参りますと、御指摘の通りに局の区域と行政区域とが一致していないところでござります。これは地元の方々の御迷惑ばかりでなく、国鉄の運営上もいろいろ不都合ができて参っております。従いましてこの局の分界あるいは局のあり方、または局の設置の数等につきましては、どうしても再検討をいたさなければならぬと考えておりますが、何はさて全国にわたることでござりまするし、それにつきましてはいろいろのわざかしい条件がござりますので、これはやはり十分研究して、あやまちなきを期して参らなければならぬ。それが第一段階といいたしまして、今回支社のあり姿を整備いたしまして、さらにその支社長のいろいろな意見あるいは経験等も微しまして、この次には局の制度の改善ということを引き続いてやつて参りたい、かように考えております。

梨県のごときは三局に分断されておりました。従つてそういう関係で非常な不便を来たしておるということをたびたび私などは聞かされておるわけでございます。そこで、もう先日も質問いたしましたので、あまりくどくどしいことは申しませんが、やはり上部組織と下部組織といふものは並行して強化していくべきものであると思います。がゆえに、地方局の強化という問題が必要であるということをお認めになつておりますならば、どうか一つ早い機会に調査されまして、そういう不便なところだけでも地方局を設けるといふことにいたしていただきたいと存じます。その点に対してもう一度だけ副議長の御意見を承りましても、私の質問を終る次第であります。

運輸委員會議錄第六號中正製

運輸委員会議録第七号中正誤	ペシ段	行 誤	正
五五	二五	四 市場対策直	市場対策等
五五	三一	五 接に	直接に
五五	五六	三 所要資金	所要資金
五五	六一	六 代替、建造代替建造	
一六	三二	二〇 開発する	開発をする
一六	三三	一減るるいう減るといふ	
一六	三四	元 この臨時	臨時
一六	三四	利 、一つも権	その権利
毛	七四	毛 どういとかと	どういとかと
毛	七四	と どういとかと	どういとかと
三	五	三 抗道	坑道
三	六	三 茅、經營	三菱の經營
八二	七	六 で	で
タ	八	三 か	受けてくる
タ	九	二 か	受けてくれる

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com

昭和三十四年二月二十五日印刷

昭和三十四年二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局